

浄化槽を正しく使うには？

維持管理のために、管理者自身が日常生活の中で出来ること。

① トイレの洗浄水は十分な水を流す。



② トイレ・お風呂の掃除には、強力な薬剤を使用しない。



③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



④ 浄化槽の電源は切らない。



送風機の空気取り入れ口はふさがないようにしましょう。

⑤ マンホールの上に物を置かない。



蓋はいつもきちんと閉めておきましょう。

⑥ 台所から、野菜のくずや天ぷら油を流さない。



油は紙にしみこませて捨てるか、再利用しましょう。

⑦ 消毒剤は切らさない。



浄化槽は正しく使しましょう。

こんなとき、設置者には届出の義務があります。

下水道接続等により浄化槽を撤去したとき。



浄化槽使用
廃止届出書

浄化槽法第11条の2

市町村の
浄化槽担当部局



お問い合わせは、別紙市町村の
担当部局までお願いします。

11条検査のお申込み・お問い合わせは…

(072) 257-3531

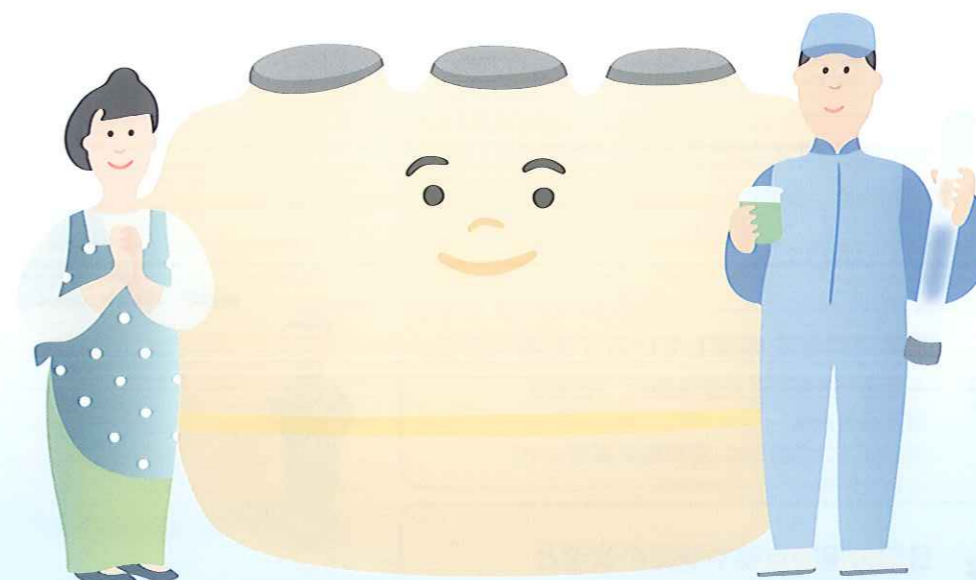
<http://www009.upp.so-net.ne.jp/suisitsu/>

大阪府知事指定検査機関
一般社団法人 大阪府環境水質指導協会
〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3

浄化槽をご使用の皆さまへ

法定検査を受けましょう！

(浄化槽法第11条 定期検査)



11条検査ってなに？

全ての浄化槽の設置者(管理者)は「浄化槽法第11条」によって、年に1度大阪府知事指定の検査機関で「定期検査」を受けなければなりません。

専門業者が行う保守点検及び清掃とは別のものです。

11条検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを調べる検査です。毎年1回の実施が義務付けられています。

「検査を受けるにはどうすればいいの?」「かかる費用はどのくらい?」
浄化槽に関する詳しい内容は中面をご覧ください。

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会

川や湖の汚染原因の1つに、「一般家庭からの生活排水による汚れ」があります。
 浄化槽は、家庭から出る生活排水を微生物等の働きにより、きれいにして排出します。
 この微生物が効率的に働くためには、適正な維持管理が必要です。

浄化槽の適正な維持管理のために、11条検査を受けましょう。

11条検査ってどんなことを調べるの？

「保守点検」や「清掃」が適正に行われ、浄化槽の機能が適性に維持されているか、「外観・水質・書類」を法定検査機関が検査を行い、結果を総合的に判断した上で所見をつけて設置者にお知らせします。

外観検査

浄化槽に異常な箇所がないか調べます。
 ・設置状況 ・使用状況 ・設備の稼働状況
 ・水流の状況 ・消毒実施状況 ・悪臭発生状況
 ・蚊はえ等発生状況

水質検査

正常に機能を発揮しているかを調べます。
 ・生物化学的酸素要求量(BOD) ・透視度
 ・残留塩素濃度
 (水素イオン濃度(pH)・溶存酸素濃度(DO))

書類検査

日常の保守点検や清掃の状況とこれらの記録を調べます。



検査を受けるにはどうすればいいの？費用はどのくらい？

STEP 1 まずお電話で当協会までご連絡ください。

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会は、浄化槽法に基づき11条(定期)検査を実施する、大阪府知事の指定検査機関です。検査は、設置者からの依頼を受けて、資格を持った検査員が実施します。

検査課

(072) 257-3531

STEP 2 定期検査依頼書を送付します。

検査の費用は・・・

浄化槽の規模(大きさ)によって、次のように定められています。

～10人槽	5,000円
11～50人槽	7,500円
51～100人槽	11,500円
101～250人槽	15,000円
251～500人槽	17,000円
501～2000人槽	19,500円
2001人槽～	22,500円



もしもし！
11条検査を受けたいのですが・・・

保守点検ってなに？

保守点検では、浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒液の補充を行います。

保守点検は専門家に委託できる！

浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士のいる専門の登録業者に委託するようにしてください。

こんなことをチェックします。

浄化槽の機能を維持するために必要な項目です。清掃時期の判断・ブロワ等の機器点検・消毒剤の充填などを行います。

- ・消毒剤の点検補給
- ・汚泥の調整移送
- ・ブロワの点検
- ・機能の診断
- ・水質の測定

点検の頻度は処理方式や処理対象人員によって、異なります。

浄化槽にトラブルはなかったですか？

- ①ブロワに異常音や振動はなかったですか
- ②悪臭が出ていませんか
- ③スカムが流れ出し、側溝等を汚していませんか



保守点検業者



浄化槽設置者

清掃はどうするの？

市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼して行なってください。

年1回以上の清掃でトラブルをスッキリ解消。

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥がたまってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。浄化槽の機能を維持するため、バキューム車で汚泥やスカムを槽外に引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり掃除をします。清掃は毎年1回以上行ってください。

※全ばっ気方式の既存単独処理浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上



11条検査は、維持管理のための大切な検査です。

浄化槽を設置している住宅については、「浄化槽の維持管理」による生活排水の適正処理のために、浄化槽法で定期的な「清掃」「保守点検」「法定検査」等が義務付けられています。

不適切な浄化槽の維持管理により、側溝や河川を汚し、悪臭等でご近所に迷惑をかけないように...

浄化槽法を守り、適正な維持管理に努めてください。

11条検査
定期検査
年1回

年間維持管理
サイクル
家庭用浄化槽の場合

保守点検
点検・調整・修理

清掃
汚泥の引き抜き